

青森県療育福祉センター運営あり方検討会 第2回全体会

日時：令和7年3月18日（火）
16時30分～17時30分
場所：ウェディングプラザアラスカ
4階 ダイヤモンド

（司会）

第2回全体会の資料として、次第・出席者名簿・席図・資料は1～3・参考資料1、2となっております。不足している資料がありましたらお知らせいただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは定刻となりましたので、ただいまから「青森県療育福祉センター運営あり方検討会・第2回全体会」を開会いたします。

私は、事務局を担当します、障がい福祉課課長代理の葛西です。よろしくお願いいたします。

本日の会議は、これまでと同様、会場参加とオンライン参加を交えて実施しており、17時30分までの予定時間としておりますので、御協力をお願いいたします。

それでははじめに青森県健康医療福祉部長の守川よりご挨拶申し上げます。

（守川部長）

皆さん、こんにちは。健康医療福祉部の守川と申します。開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

青森県療育福祉センター運営あり方検討会につきましては、本年度、全体会は本日を含めて2回、部会は4回で計6回開催させていただきました。委員やオブザーバーの皆様におかれましては、日々の業務等で御多忙にも関わらず、御出席いただきましたことに改めて感謝申し上げます。

これまでの会議の中で、皆様からはセンターの現状及び今後のあり方について、多くの貴重な御意見・御要望をいただいております。一部の御要望につきましては、サービスの提供内容の変更等により対応しており、今後の検討課題とさせていただいたものについては、皆様の御意見をいただきながら、各種調査・検討を進めて参りたいと考えております。

なお、来年度以降についてですが、本年度、各部会において事務局から御説明した基本方針及び整備方針案に従い、更に検討を進めた上で、令和8年度に整備基本計画を策定することとしております。

皆様におかれましては、引き続き、それぞれの立場から忌憚のない御意見を賜りますよう

お願い申し上げます、御挨拶いたします。

(司会)

青森県療育福祉センター運営あり方検討会設置要綱第4条により、全体会は健康医療福祉部長が主宰することとなっております。ここからの進行は、守川部長にお願いします。

(守川議長)

それでは次第に従いまして、会議を進めてまいります。

本日の議題は(1)から(3)までの3つとなります。説明の都度、確認したい事項等があれば御発言いただけますが、最後に質疑応答・意見交換の時間を設けていますので、その際にも御質問いただけます。

それでは、議題(1)「今年度の開催経過」について説明をお願いします。

(事務局)

資料1に基づき説明

(守川部長)

ありがとうございました。

資料1につきまして、御質問等ございませんでしょうか。

御質問はないようでございますので、次年度は、各部会で御説明いたしました基本方針及び整備方針案に従いまして、検討を進めて参りますので、よろしく願いいたします。

続きまして、議題2「来年度の進め方及びセンターの「機能・規模」に係る検討の進め方」について、説明をお願いいたします。

(事務局)

資料2、資料3に基づき説明

(守川部長)

ただ今の説明につきまして、御質問等ございませんでしょうか。

なお、資料の中で「機能・規模」について利用者の代表者等との意見交換を実施する旨の説明がございましたが、本検討会委員からも数名、御参加いただくこととしてございます。この人選につきましては、事務局に一任いただくということによろしいでしょうか。

では、異議はないようでございますので、該当する委員の方には、今後、事務局の方から個別に依頼の方をさせていただきたいと思えます。

続きまして、議題3「質疑応答・意見交換」ですが、ここまでの説明について、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

成田委員、よろしくお願いします。

(成田委員)

相談支援アドバイザーの成田です。

これまでも両センターでは、いろいろ発言させていただいて、前の会議の時には、改善点とか努力するところに気が付いていただいて、ありがたいなと思いつつ、そしてまた、県が進めている医療型短期入所施設の開設促進事業、本当に感謝しています。もうそろそろ青森市のすずかけの里でも一人目の利用者の方が決まるというところまでできています。

まさしく、我々、相談支援をやっている身として、この会で言いたいのは、参考資料1、2の2のところですね、2の今後の方向性に関する基本方針等についての、入所施設の確保等の(2)のところですよ。確かに、民間はこれから頑張っていくと思います。民間の重症心身障がい者を見ているデイサービスセンターも頑張っていて、人工呼吸器を装着する等症状が重い医療的ケア児者について、対応可能な医療機関等での確実な受け入れが可能となる連携を強化と。これ、本当に連携の強化ということで、まさしく県が最後の砦として覚悟を持ってここに取り組んでいただきたいというのを、民間でダメなものを県が責任をとって、この人たちのレスパイト先として、人数は、多分、限定されるでしょうけども、あるんだというところをはっきりすることによって、地域の方々とか、我々支援するの方々とか安心感が全く違うので、検討するではなくて、やっていくというつもりでやっていただきたいというのが地域の意見でした。

(守川部長)

ありがとうございます。事務局からコメントをお願いします。

(事務局)

事務局でございます。

今、成田委員からの御指摘といいますか、御意見を踏まえまして、県としましても、令和7年度、令和8年度、2年間のスパンぐらいで取組の強化、連携の強化を進めていきたいと考えておりますので、県内の医療機関との合意形成を図りながら進めていきたいと思っております。

(守川部長)

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

では、網塚委員から、手が挙がっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(網塚委員)

この会のあり様として、さわらび部会でも、あすなろ部会でもなくて、両方の会ですから、

ここでの決定というのは、結局、県としての決定になるわけですよね。なので、県として、どこまでをカバーするのかということが、この会で決められることになりますので、まず、そのことをしっかり確認しておきたいなと思っております。

それから、さきほどセンター職員との意見交換、それから利用者団体との意見交換というところがありました。1つ疑問なのが、センター職員の皆さんが、確かにどれだけのことを今の体制でできるかどうかということは、当然、把握しないとイケないですけど、求められているサービスをあすなろの職員の皆さんが把握しているのかどうかというところの疑問があります。

それから、もう1つ、利用者団体につきましても、これ、聞き取りとありますけども、個人的には、これはちゃんと調査をすべきではないかというふうに思います。

昨年、小児在宅支援センターの方で県内の市町村対象に医療的ケア児の実数把握調査を実施し154人という数字が市町村から返ってきました。今もそれぞれの市町村が医療的ケア児に関してかなりの精度でマークされています。

この状況ですので、この年度明けからになりますし、それから、年度明けてからの状況を県の皆さんと話をしてからになりますけども、令和7年度、この小児在宅支援センターとして以前行った生活状況調査をセンターとして行いたいと考えておりました。ですので、その調査の時に、このレスパイト先確保というものの必要性をセンターとして調査する必要があるのかなというふうに考えています。

そのうえで、いわゆる限られた代表者の方からお話を聞くのではなくて、どれだけの数が必要とされているかという、全数が分かりますので、その調査をちゃんとやったうえでこのニーズをしっかり把握することが、というふうに思います。

それから、もう1つ、意見交換のところに、是非、小児在宅支援センター、私たちには県内のいろんな相談が集まっていますので、この聞き取りに関して、我々も加えていただきたいと思っております。以上です。

(守川部長)

網塚委員からの御意見、いかがでしょうか。

(事務局)

事務局でございます。

アンケート調査に関しましては、レスパイト先の状況だとか、というところを市町村さんの調査を行いながら、実数がある程度、不足状況を把握するというのがまず必要になるかなと思いますし。

一方で、利用者団体に関しましては、4月から6月にかけて、それはそれとして実施したいと思っております。

その中に小児在宅支援センターさんにも協力していただいて、意見交換をしたいなとい

うところでございます。以上でございます。

(守川部長)

網塚委員、よろしいでしょうか。

(網塚委員)

ありがとうございます。よろしく申し上げます。

(守川部長)

ありがとうございます。他に御質問、御意見いかがでしょうか。

よろしく願いいたします。

(對馬委員)

弘前第二養護学校ですけども。私たちは、毎年、県への陳情として、学校の移転を意見としてあげさせておりまして、医ケア児が在籍している中で、救急車を要請しても山にあるため時間もかかることから、何かあれば学校を休ませるしかないという状況で、他方でさわらびの方は建て替えが妥当だという結果が出まして、前回の部会の中で移転ありきではないけども、移転の検討をされているという話がありました。

学校も含めて、弘前市内への移転が実現できれば、我々があげてきた陳情が報われるのではないかと思いますので、是非、御検討をいただければと思います。折角の機会ですので、発言させていただきましたので、よろしく申し上げます。

(守川部長)

この点について事務局からお願いします。

(事務局)

事務局でございます。

前回のさわらび部会でもお話させていただきましたけども、県としましては、知事部局として、障がい福祉課として、教育委員会と連携しながら、まずは基本的には県有地をベースといたしまして、あちらの教育委員会の学校の考え方ともすり合わせをしながら、極力、弘大ですとか、総合医療センターですとか、健生病院ですとか、そういった医療機関にも、そしてまた、そのサービスを受ける事業所にも伝えることですとか、そういった地理的なメリットを考えながら、考えていきたいと思っております。

以上でございます。

(守川部長)

いかがでございましょうか。

では、続きまして挙手がございます。照井委員から御発言、よろしく願いいたします。

(照井委員)

今、御意見があったことと被るんですけれども、小児科医としての立場からの意見としても、是非移転を検討していただければと思います。

今、御発言があったように（さわらびは）山にあるため利用者の方は通うのが大変です。また、他診療科を受診することも考えますと、やっぱり市内の通いやすいところにあるのがよいと思います。

皆さんご存知のように、医師の働き方改革が始まっているほか、育休とか産休は勿論のこと、男性医師も育休を取得する時代ですので、医師も働き方のQOLを大事にする時代になってきています。我々は医師を養成する立場にありますので、若い先生の意見を聞く機会も多いのですが、子育て中の医師や当直が難しくなってきた年配の医師などにとっては、療育センターというところが非常によい職場になるのではないかと考えています。弘前市内への移転が実現すれば、他診療科の医師にとっても働きやすくなり、いろんな課題が解決することを期待しています。

弘前には弘大があり多くの医師がいます。県庁所在地ではないですが、岩手県は療育センターが大学病院に隣接しているほか、宮城県もこども病院に拓桃館が隣接しております。青森県も学校ともどもセンターが大きく発展するような計画を策定いただきたいと思います。

(守川部長)

ありがとうございました。

御意見として承りたいと思います。いろいろと御意見いただいて、事務局でしっかりと検討してもらいたいと考えてございます。他には御意見、御質問、いかがでしょうか。

じゃ、福士さん、どうぞ。

(福士委員)

福士です。

今、レスパイトのところ、今月29日に使用したいということで、青森病院に問い合わせたところ、定員が一杯で使えないということで断られています。

私が使いたかった理由としては、兄弟の卒園の方に行きたいということで、時間としては1時間、2時間で済む、その時間さえ預けられれば良いという状況なので、あすなろさんで、その時間、1、2時間いいよって言っていただければ、ショートステイを使わずともことが済む。または、土曜日にやっている訪デイさんがあればことが済むという状況なんですけども、結局、今、そういうサービスをやっているところがないので、ショートステイをすると

いう選択になるんですが。時期によっては、やっぱり、使いたい利用者が集中することで使えないという現状が出ています。

なので、選択肢として、やっぱり1個でも2個でも使えるところを求めて欲しいというのが利用者の願いでありまして、我が子は、夜、呼吸器をつけているので、症状が重い医療的ケア児というところにあてはまるんですが、1時間、2時間でいいとか、そういう場合もあるので、そういうところをちょっと融通してもらえそうなサービスがあればいいなというところで、使い方によっては、訪問看護さんを入れて、その時間、見てもらうとか、そういう利用の仕方もあるんですけども。我が家の第一選択としてはショートステイという形になっているので、選択肢の限られているところで、本当にあすなろさんの方には頑張ってもらいたいなと思っているところです。

以上です。

(守川部長)

選択肢を増やすということで、本当に大事な御意見だと思いますので、御意見としてしっかり受け止めたいと思います。

他に御質問、御意見等、いかがでございましょうか。

どうぞ。すみません、もう少し大きな声で。

ちょっとマイクに近づけて喋っていただけると。

(網塚委員)

今、これ、どうですか？聞こえますか？

(守川部長)

かなり良くなりました。

(網塚委員)

すみません、改めまして。

今、福士さんのお話がありましたけど、やはり青森県内の医療的ケア児のお子さんたち、本当にこういう御兄弟の行事とかで預け先がないというのはよく聞くんですね。実は、この行事の時だけじゃなくて、実は預け先がないということは、例えば、御親族に御不幸があった時にお葬式にも行けないという状況があるんですね。そういう状況で我々、私自身もNICUをやっていた時、退院する時の患者さんに言っていたことは、一旦帰ったら預け先、ありませんよって言って帰していました。

それから数年経っていますけども、あまり状況は変わってなくて、本当に一般的に我々、在宅医療、医療的ケア児に関わっていますけども、在宅医療を行う上でレスパイトがない状態で家に帰すということ自体が、本来あってはならない。それは、やはり、ここの場で確認

しておくということであって、この範囲がどこまでの幅を持つのか分からないんですけども、本県において3歳未満ぐらいの人工呼吸器がついていて、重症度のあるお子さんのレスパイト先が今、ゼロなんです。

それに対して、県としてどういう対応をしていくのかということが、できればこの会議ではっきりさせておいていただきたい。

先ほど成田委員からお話がありましたように、これ、民間では無理なので。老健施設が2、3歳の人工呼吸器装着児童を短期入所で受けるわけがない。どうしたらこの子たちを見ることができるということをこういう場ではっきりさせておいていただけないかなという希望です。以上です。

(守川部長)

網塚委員からの御意見でございましたけれども、事務局、いかがでございましょうか。

(事務局)

事務局でございます。

いわゆる人工呼吸器を装着するなど症状が重い医療的ケア児、重症心身障がい児のレスパイトに対しましては、今現在も各圏域の二次医療圏の弘前病院、八戸圏域であれば八戸市民病院であったり、上十三であれば三沢病院、十和田市立中央病院、そしてまた、津軽圏域では弘前総合医療センター、青森圏域では県立中央病院、それぞれにお声がけしていただいて、検討を進められるところは進めていただきながら、令和7年度、令和8年度、この2か年程度のスパンでしっかりと医療型短期入所、障がい福祉サービスとしてのレスパイトとして受け入れる受け皿をしっかりと確保していくように進めていきたいと考えております。

また、長期的なスパンでは、先ほど、弘大の照井委員のお話もありましたけども、さわらびが市街地に移った場合の対応として、小児科のお医者さんを含め、医療従事者のフォローがかなりできるというところも、そういった状況になれば、さわらびにおいても、重篤な人工呼吸器をつけた方々のレスパイトにも対応できるような体制ができるものと考えておりますが、こちらについては、更にプラス5年程度のスパンが必要ではないかと考えているところでございます。以上です。

(守川部長)

網塚委員、事務局から、今、回答がございましたけども、いかがでございましょうか。

(網塚委員)

ありがとうございます。

そうしますと、今日、参考資料でさわらびの今後について診療所併設福祉型施設とありますが、医療型に戻すような含みはあるのでしょうか。

(事務局)

事務局でございます。

我々としては、今、現状での小児科医師をどのように確保し、回していくというようなポイントがございます。今、現状において、常勤のお医者さんを確保することすらできていないという現状を踏まえれば、先ほど申し上げた、あすなろ、さわらびについては、それぞれ診療所を併設した福祉型施設ということがまず前提として短期間では、この計画を進めていきたいと考えておりますが、後々小児科常勤のお医者さんが5名程度、岩手県ですとか秋田県の医療療育センターぐらいの体制を取れるような状況になった暁には、将来的に先ほど申し上げました5年なり、5年以上のスパンになると思うんですけども、この場面では、また新たなあすなろの機能、さわらびの移管ですとか、統合という議論が出てくるのかなと思います。現時点においては、今回、今年度で皆様から、皆様の御意見をいただいて、それぞれ御検討いただいた計画案を進行していくというのが、今、現状の案でございます。以上でございます。

(守川部長)

網塚委員、いかがでしょうか。

(網塚委員)

ありがとうございます。

そう言っていただければ凄く良かったと思います。

それからもう1つ、ごめんなさい、私、気になっているんですけど。

ちょっとまた昔の話を蒸し返すようで申し訳ないんですけど。

5年前に大瀧先生が青森に来てくれるということになった時に、僕の方から、本来は僕、大瀧先生をあすなろの常勤で置けないかなということで、最初打診したんですけど、これは療育福祉センターなので小児科医は置けませんって言われて、あすなろの常勤には、大瀧先生、できなかったんですよ。

そういうふうにはやむなく県病所属ということで、あすなろの診療を手伝うとなったわけですけども。

そういう経緯があったということで、これを、今、将来的なお話をされましたけど、例えば、今後、また大瀧先生のように療育センターの常勤をやりたいという方がどこからか現れて、勤務したいとなった時にさわらび、あすなろ、それぞれのところで、そうした小児科医を登録することは可能なんでしょうか。そのあたり、確認させていただければ。

(守川部長)

いかがでしょうか。

(事務局)

事務局です。

まず、小児科の医師に対する事業の状況を踏まえながら、我々としても判断することになりますけれども、あすなろ、さわらびにおいて、診療実績を積みながら、今現在は、週3日、令和7年度も複数名での週3日体制を組んでいった中で、その実績を踏まえて、常勤の小児科医を配置するということにつきましては、勿論、県の中での財政当局とのすり合わせもありますけれども、常勤医師の確保が必要だと考えております。

以上です。

(守川部長)

網塚委員、いかがでございますでしょうか。

(網塚委員)

ありがとうございます。

(守川部長)

では、照井委員から、どうぞ。

すみません、ちょっと大きめの声でお願いできれば幸いです。

(照井委員)

病院での短期入所ですけれども、それぞれの病院でなかなか短期入所、オッケーですって、簡単に言えない理由があるようでして、看護の体制だったりとか、あるいは、病院によっても、やはり、収入が少ないというところがあるようです。県からお願いされれば、ある程度、使命なのでやりたいのはやまやまだと思うんですけど、病院経営とかありますし、診療科の方針で収入が減少すると立場が悪くなるということがあります。

何かこう、少しサポートとか、それは、今、網塚先生からお話が出ました、折角働きたいという小児科のポストを作ってもらって、ちゃんと医療をしっかり提供できるよう県の方で取り組んでもらいたいなと思いました。

以上です。

(守川部長)

照井委員からの御指摘ですけれども、事務局、いかがでしょうか。

(事務局)

事務局でございます。

照井委員の御指摘もあります、また現状として、近隣の岩手県では、医療機関や老健施設等が短期入所で受け入れる場合には、医療の診療報酬に比べて障がい福祉サービスの単価が安いものですから、加算等の措置もされているところがございます。

こういった他県の状況も踏まえながら、県としましては、令和8年度を目途にいたしまして、県としてできる、いわゆる医療型短期入所のサービスを急性期の病院で行うための財政的な支援などができるかというところは、しっかりと検討をさせていただきたいと思っております。

以上です。

(守川部長)

照井委員、いかがでしょうか。

(照井委員)

どうもありがとうございます。

是非、お願いしたいと思います。

(守川部長)

他にいかがでしょうか。

(渡部委員)

県病小児科の渡部と申します。よろしくお願ひいたします。

皆さんの御意見をいろいろ伺いまして、この検討会の進め方、資料2を見ながら考えましたが。センター職員及び利用者団体の代表者との意見交換というところで、あすなろとさわらび全体のというよりはレスパイトのところはかなり意見が集中しているようなところもあって、実際にそこが一番困っているところなんだと思いますけど。病院側の方で受け入れるというところもすぐには難しいと思います。

一方で、あすなろというその場所を上手く活用するということを考えれば、看護師さんたちが医療的ケアのあるお子さんたちを見るのにかなり不安があるというところを小児在宅支援センターの方でコンサルト、教育も含めて、携わっていくというお話だったように伺っているので、スキルアップをすることで、どの程度の医療的ケア児を受け入れられるのかというところを、せっかく網塚先生が入られるのであれば、そのところをもう少し進められる方向性を考えられるのがいいように思いましたので、その辺についても検討していただければなというふうに思います。

それと、やはり、最終的にどちらの施設に病院としてのいうか、医療としての機能を集約していくのかというところは、まだはっきりしないところではありますけども、ただそれ

ぞれの（本検討会に）参加されている病院がそれぞれ自分たちの外来で工夫している部分がある程度、集約するという事かなと思います。そういうところでスキルを皆さん培っているところを上手く使うというふうになると、やっぱり病院の中で、その場所と、人がいなければ成り立たないので、その辺のところも考えていただくようになると、あすなろだけではなく、他の医療機関含めて、県全体の障がい者福祉と医療というところを分けながらであっても変えていっていただければと思います。

こっちの方は意見です。最初の方は、4月から6月のところで、是非検討していただきたいと思います。

（守川部長）

ありがとうございます。

御意見として、非常に大事な御意見だと思いますので、しっかりと検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

他はいかがでございましょうか、御質問、御意見、いかがでしょうか。

では、今、御意見、御質問、沢山いただきましたので、御意見はしっかりと検討させていただいて、来年度に向けて動いていきたいと考えてございます。

これで議事の方を終了いたしまして、進行を事務局にお返ししたいと思います。

（司会）

以上をもちまして、青森県療育福祉センター運営あり方検討会 第2回全体会を終了します。

今回で今年度の検討は終了となります。委員の皆様におかれましては、御多忙の中、本検討会に複数回御出席いただき、誠にありがとうございました。

また、次年度も一部の方を除いて、このメンバーで引き続き開催することとしておりますので、御協力くださるようお願いいたします。

なお、令和7年度は7月に第3回全体会を開催する予定としておりますが、早めに日程調整をさせていただきたいと思います。

本日は、ありがとうございました。